

# ちえのわ

No.81 (2018年2月)

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター運営委員会、清瀬市消費生活センター  
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター (電話) 042 (495) 6211

## 振り込め(還付金)詐欺にご注意ください！

電話で市役所などの公的機関を装い

「市役所です。還付金があります。」  
「今日中であれば還付金が受け取れます。」  
「手続きはATMで行ってください。」



などと言って、お金を振り込ませる「振り込め詐欺」が市内で多発しています。  
市役所などの公的機関が還付金などについて電話連絡をすることはありません。  
怪しい電話があったときは、すぐに消費生活センターや警察にご相談ください。

「清瀬市消費生活相談」 042-495-6212 (平日の午前10時～正午、午後1時～4時)  
「消費者ホットライン」 局番なし 188 (いやや) (土日・祝日もご利用になれます)  
「東村山警察署」 042-393-0110

### 高齢者の消費者被害を未然に防ぐ見守りポイント

あわてた様子で携帯電話を使いながらATMを操作している人は、振り込め(還付金)詐欺に巻き込まれている疑いがあります。

皆さんの見守りや声かけによって被害を未然に防ぐことができます。金融機関等のATMの前で「この方、おかしいな？」と感じた時は、銀行の行員や店員に知らせるか、「何か困っていることはありませんか？」と声をかけてみましょう。



# 高齢者が巻き込まれやすい消費者被害

## 架空請求・不当請求

契約した覚えがないウェブサイト利用料金を請求するメールや郵便物が届いたときは「架空請求」の疑いがあります。

「ご連絡いただけない場合は法的手段をとらせていただきます」などと不安をあおる言葉を並べたて、連絡をとらせようとします。このようなメールや郵便物が届いた場合は、絶対に相手へ連絡をしないで、消費生活センターにご相談ください。

受信メール

04/05 13:21

TEL01090000000000

有料動画閲覧履歴があり  
未納料金が発生しております。  
本日ご連絡なき場合  
合法的手続きに移行します。

DMM相談窓口

03-XXXX-XXXX

## 健康食品のお試しのつもりが定期購入に（通信販売トラブル）

新聞やホームページで「今だけ送料無料500円」などと謳う広告を見て購入した健康食品が、実は定期購入だったという事例が多発しています。

よく読むと、定期購入が条件と書いてある場合がほとんどです。申込みをする前に契約条件をよく読み、慎重に判断しましょう。

今だけ!



## インターネットやスマホの契約に関するトラブル

料金が安くなると言われて、インターネット光回線を新たに契約したら前よりも料金が高くなった事例や解約に伴い高額な解約料を請求される事例が発生しています。

契約する前に本当に必要なサービスやオプションなのか、慎重に確認しましょう。



# 高齢者が被害にあいやすい理由はズバリ「3 K」です！

**金** (KANE)

## ◆お金の不安につけこまれる

「必ずもうかります」という言葉を信用して多額の投資をしてしまった。

**健康** (KENKOU)

## ◆健康への不安を利用される

「痛みが消える」「血圧が下がる」という広告を信じ、高額な健康器具を買ってしまった。

**孤独** (KODOKU)

## ◆孤独を狙われる

「親切的な訪問販売員」が訪ねてきて優しく話しかけてくれるので、ついハンコを押してしまった。

## 地域包括支援センターからのお知らせ

清瀬市では、高齢者の方々が孤立することなく、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、ふれあい見守りネットワーク事業を行っています。

### 協力員による訪問♪

見守りを必要する方への訪問、声かけを行うボランティアです。月1～数回の訪問をお願いしています。

### お店などの協力機関での見守り♪

日常業務の中で声かけ・見守りを行い、心配な方がいたら支援センターに連絡していただくなどをお願いしています。

この事業のシンボルマーク

(ステッカー)を店頭や車両などに貼っていただくことで、高齢者の見守りを行っていることがわかります。



問い合わせは清瀬市地域包括支援センターまで  
TEL：042-497-2082



ふれあい協力員が高齢者の見守り活動や訪問活動を行っています。

まわりの高齢者のくらしの変化に気づいたときや消費者被害が疑われるときは、ご連絡ください。

高齢者の見守りや困りごと相談は…

清瀬市  
地域包括支援センター  
(042)  
**497-2082**

消費に関するトラブルや相談は…

清瀬市  
消費生活センター  
(042)  
**495-6212**

## 高齢者の変化に気づいたときは

①相手の自尊心を傷つけないように声をかけてみてください。

「何か困っていることはありませんか？」

②消費者被害が疑われる場合は消費生活センターに相談するよう促してください。

ご本人が相談できない場合は家族が相談することもできます。また、緊急な場合は身近な方からの情報提供も受付しています。「おかしいな」、「どうしたのかな」と感じたら、消費生活センターまたは地域包括支援センターへご連絡ください。

# 不用品買取りを口実にした 「押し買い」にご注意ください！



## 【相談事例】

「洋服や着物などの不用品何でも買い取ります」と電話があり、業者に来てもらったが、「貴金属はないか」としつこく言ってきたので、仕方なくネックレスや指輪を見せたら「それを売ってほしい」と言われた。気に入っているものなので断ったが、男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売ってしまった。

業者が帰ったあと冷静になったら、買取り金額が安かったし、お気に入りの指輪だったので、業者に「売った品物を返してほしい」と電話したが「すでに手元にはなく、クーリング・オフはできない」と断られた。

## 【消費生活相談員からのアドバイス】

「不用品何でも買い取ります」と電話をかけて訪問してくる場合、ほとんど貴金属の買取りが目的です。着物などを出しても「貴金属はないか」とねばられ、強引に貴金属類を安価で買い取られてしまいます。この手の勧誘電話には慎重に対応してください。

強引に商品を買取られてしまった場合でも、法定書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。事業者には、クーリング・オフ期間中は買い取った品物を保管する義務があります。買い取りなどの訪問を受けた時は、相手の身元を必ず確認しておきましょう。クーリング・オフの通知は必ず書面で行います。書面の作成方法などについてはお気軽に消費生活センターへお尋ねください。

 **清瀬市消費生活センター**  
(相談専用電話) **042-495-6212**

消費生活に関するトラブルや疑問など  
困ったときには、気軽にご相談ください(無料)

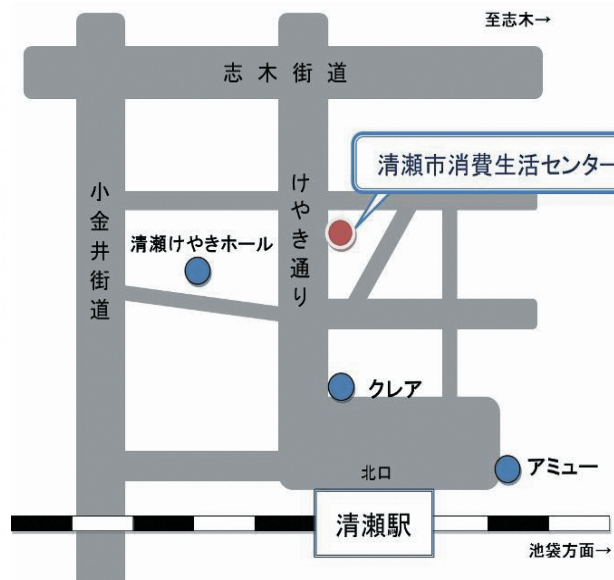


【相談時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

【住 所】 清瀬市元町1-4-17

**消費者ホットライン**（土日、祝日もご利用になれます）**電話：局番なし「188」（いやや）**

※「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。  
ご希望の方はご連絡下さい。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。